

宮古市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

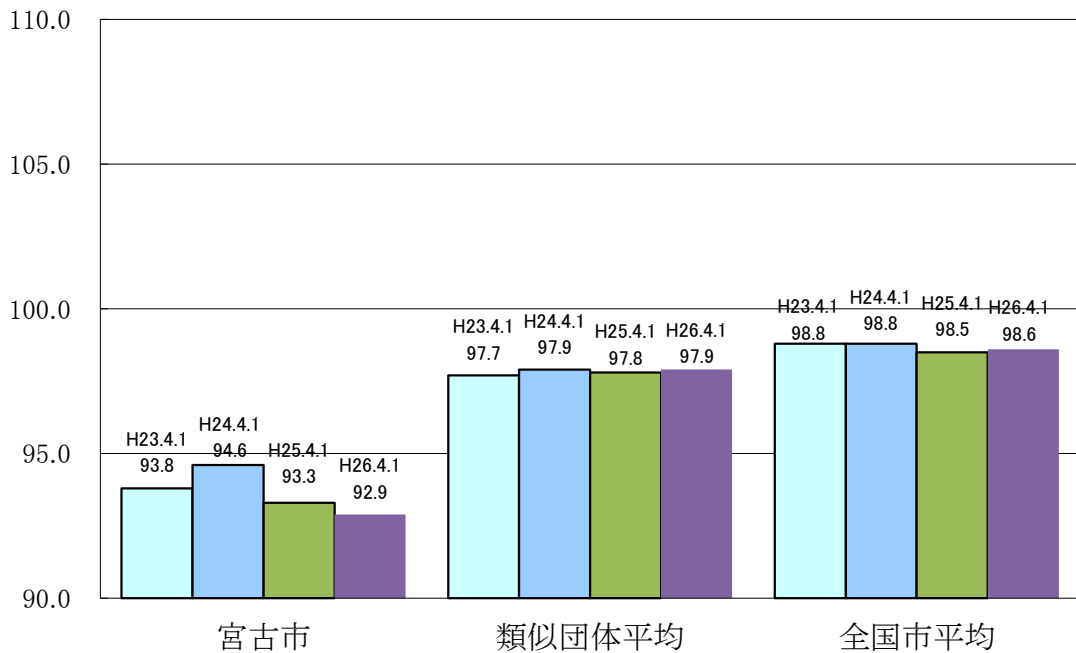
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 57,459	千円 82,644,459	千円 3,224,335	千円 5,214,559	% 6.3	% 5.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 557	千円 2,013,062	千円 504,517	千円 718,999	千円 3,236,578	千円 5,811	千円 5,815

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴な経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算し
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当ありません。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	(円 %)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(注) 宮古市は、人事委員会を設置していない団体であるため、未記載。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引き下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

(内容)

国の給与制度の総合的見直し内容を踏まえ、県内各自治体との動向等を踏まえ研究していく必要があると考えている。

②地域手当の見直し

(支給割合)

級地は非該当であるが、医師及び歯科医師は国準拠で15%

(実施時期)

医師及び歯科医師は国準拠と同様

③その他の見直し内容

特にありません

(6) 特記事項

1. 平成17年6月6日、1市1町1村の新設合併(宮古市、田老町、新里村)
2. 平成22年1月1日、川井村を編入合併

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮古市	43.2 歳	308,543 円	400,268 円	329,265 円
岩手県	43.9 歳	332,949 円	397,778 円	361,678 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	322,632 円	389,653 円	357,265 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
宮古市	47.5 歳	79 人	304,156 円	330,379 円	318,858 円	—	—	—	—
うち 清掃職員	47.8 歳	17 人	305,171 円	329,794 円	326,288 円	廃棄物処理 業従業員	44.7 歳	288,100 円	1.14
うち 用務員	48.8 歳	25 人	310,472 円	329,254 円	321,532 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.65
うち 自動車運転手	47.3 歳	17 人	302,047 円	348,383 円	324,606 円	自家用乗用自 動車運転者	54.9 歳	177,600 円	1.96
うち その他	46.1 歳	18 人	299,094 円	319,470 円	306,039 円	—	—	—	—
岩手県	50.2 歳	300 人	324,410 円	359,079 円	344,407 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	34 人	316,350 円	352,255 円	336,838 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
宮古市	5,212,357 円	—	—
うち 清掃職員	5,219,719 円	3,939,100 円	1.33
うち 用務員	5,220,078 円	2,747,000 円	1.90
うち 自動車運転手	5,444,982 円	2,355,300 円	2.31
うち その他	5,036,331 円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23年～25年の3年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		宮古市	岩手県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	141,900 円	137,200 円	137,200 円
	中学卒	129,200 円	129,200 円	129,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成26年4月1日現在）

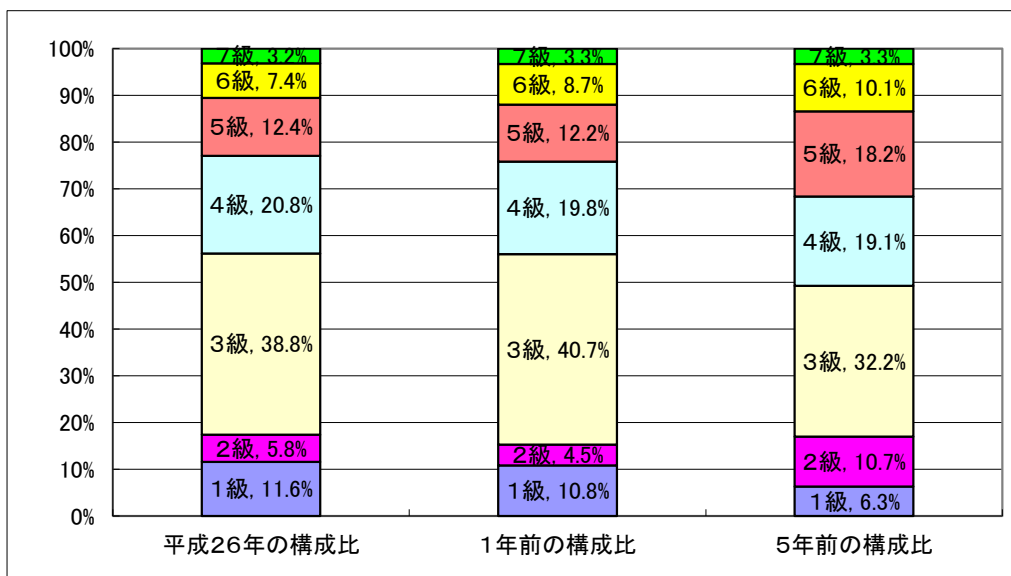
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	245,680 円	330,286 円	375,025 円	391,275 円
	高校卒	204,700 円	288,400 円	334,467 円	332,550 円
技能労務職	高校卒	－ 円	262,688 円	295,943 円	309,583 円
	中学卒	－ 円	－ 円	－ 円	－ 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	12 人	3.2 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長・主幹	28 人	7.4 %	320,600 円	422,600 円
5 級	副主幹	47 人	12.4 %	289,200 円	400,600 円
4 級	主査	79 人	20.8 %	261,900 円	388,300 円
3 級	主任	147 人	38.8 %	222,900 円	354,700 円
2 級	主事	22 人	5.8 %	185,800 円	307,800 円
1 級	主事	44 人	11.6 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 宮古市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、一部を除いて昇給区分に差をつけなかった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

宮古市	岩手県	国
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,349 千円	1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,630 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.29 月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成25年度は、人事評価が未実施であるため、成績率に差をつけず、一律の支給(6月 64.5/100、12月 64.5/100)を行った。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

宮 古 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
勸奨退職時特別昇給(昇給の号給数は4~8号)					
1人当たり平均支給額 2,281 千円 23,570 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			3,172 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			1,057,335 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	0 人	18 %
大阪市	15 %	0 人	15 %
名古屋市	12 %	0 人	12 %
福岡市	10 %	0 人	10 %
仙台市	6 %	0 人	6 %
札幌市	3 %	0 人	3 %
医師及び歯科医師	15 %	3 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数			92.9 %
(ラスパイレス指数)			(92.9%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)			26,447	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)			131,573	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)			32.6	%
手当の種類(手当数)			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
税務手当	税務担当職員	市税の賦課・徴収業務	1,113 千円	月額 2,200円
防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症等の病原体等への防疫作業	千円	日額 420円
社会福祉業務手当	福祉事務所の現業を行う職員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司	ケースワーカーの業務	1,092 千円	月額 6,500円
社会福祉施設勤務手当	保育所、児童館に勤務する職員	児童の養護に関する業務	1,568 千円	月額 2,100円
医師手当	診療所の医師、歯科医師	診療、検診、病理、細菌の検査等の業務	13,320 千円	月額 所長 240,000円 副所長 150,000円
夜間看護等手当	診療所に勤務する看護師、准看護師等	深夜の看護業務	1,244 千円	1回につき 4時間以上 3,300円 2時間～4時間未満 2,900円 2時間未満 2,000円
医学研究手当	診療所の医師、歯科医師	医事に関する調査及び試験研究業務	6,840 千円	月額 医師 500,000円以内 歯科医師 150,000円以内
往診手当	診療所に勤務する医師、看護師、介助者	往診業務	486 千円	医師 往診料の50/100 看護師、介助者 往診料の10/100
死体処理手当	福祉事務所の現業を行う職員、感染症の防疫に従事する職員、診療所の看護師、補助者	行旅死亡人、感染症等による死亡者の処理、診療所での死亡者の処置業務	35 千円	1体につき 行旅死亡人、感染症等の死亡者の処理 1,700円 診療所での死体の処置 1,500円
特殊自動車運転手当	運転技士	特殊自動車の運転業務	131 千円	日額 作業時間3時間以上 250円 作業時間3時間未満 125円
滞納処分従事手当	税務担当職員	市税の滞納処分業務	183 千円	1件につき 330円
用地買収交渉手当	右記業務に従事した職員	用地買収のための交渉業務	61 千円	日額 180円
保健業務手当	保健師、看護師、准看護師	保健、予防業務	374 千円	月額 1,200円

※実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	292,124 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	475 千円
支給実績(平成24年度決算)	254,064 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	422 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

※実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき 月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	72,157 千円	242,950 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	—	29,957 千円	260,491 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額35,000円まで	異なる	交通機関等利用者の限度額並びに自家用車等利用職員の通勤距離区分と支給額	47,391 千円	92,741 円
宿日直手当	宿日直1回につき 医師 20,000円 医師以外の診療所勤務職員 5,100円 その他の職員 4,200円	同じ	—	8,348 千円	26,668 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	異なる	国：勤務1時間当たりの給与額の算定に、初任給調整手当、月額で定められる特殊勤務手当を含まない。	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	834 千円	83,329 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円 診療所長、同副所長 35,400円 ～54,500円	/	国：俸給の特別調整額として支給	25,636 千円	545,445 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧のため、国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 1日につき3,970円～6,620円	/	/	47,708 千円	993,906 円
初任給調整手当	医師、歯科医師として新たに採用された職員に対して支給 月額410,900円以内	異なる	国：医療(一)の適用者以外も対象となりうる	12,833 千円	4,277,567 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加算有り)	同じ	—	0 千円	0 円

※災害派遣手当を除く実績については派遣職員への支給分を除き計算したものである。

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	830,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,000,000 円/ 440,000 円	
	副市長	(- 円) 670,000 円	830,000 円/ 375,000 円	
	収入役	(- 円) (- 円)	- 円/ - 円	
	議 長	401,000 円	698,000 円/ 310,000 円	
報 酬	副 議 長	(- 円) 339,000 円	620,000 円/ 245,000 円	
	議 員	(- 円) (- 円)	560,000 円/ 222,000 円	
	議 員	(- 円)		
期 末 手 当	市区町村長 副市長 収入役	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×42.5/100×在職月数	(1期の手当額) 16,932,000円	(支給時期) 任期ごと
	副市長 収入役	給料月額×24.5/100×在職月数	7,879,200円	任期ごと
備 考				

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

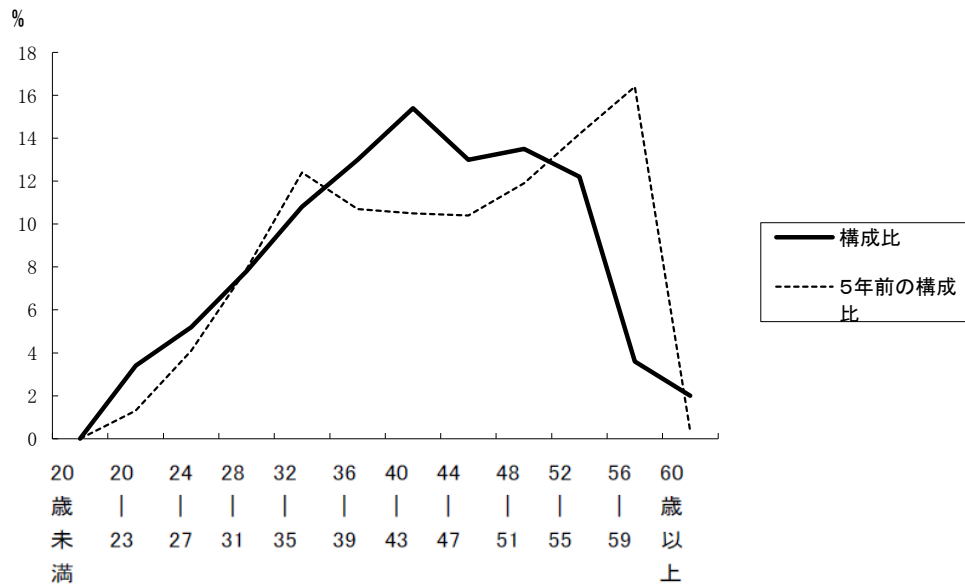
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議会	6	6	0	
	総務	133	136	3	業務増、課付け職員増
	税務	39	38	-1	課付け職員の減
	労働	0	0	0	
	農水	45	41	-4	事務の統廃合による縮小
	商工	19	20	1	業務増
	土木	72	72	0	
一 般 行 政 部 門	民生	108	111	3	業務増
	衛生	56	56	0	業務増
	計	478	480	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.52 人)
	教育部門	80	78	-2	業務増
	消防部門	0	0	0	
	小 計	558	558	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.11 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.79 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	28	29	1	医師採用
	水道	27	27	0	
	下水道	9	9	0	
	その他	30	30	0	
	小 計	94	95	1	
合 計		652	653	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.65 人
		[690]	[690]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	0人	20人	31人	46人	64人	77人	91人	77人	80人	72人	74人	21人	653人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	497	481	488	466	478	480	▲17 (▲3.4%)
教育	98	95	94	79	80	78	▲20 (▲20.4%)
消防							
普通会計計	595	576	582	545	558	558	▲37 (▲6.2%)
公営企業等会計計	98	95	97	96	94	95	▲3 (▲3.1%)
総合計	693	671	679	641	652	653	▲40 (▲5.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 平成21年は宮古市、旧川井村の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 1,440,468	千円 105,221	千円 156,756	% 10.9	% 10.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費13,418千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 27	千円 105,387	千円 27,354	千円 38,223	千円 170,964	千円 6,332	千円 6,258,212

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

1. 1～2級▲1.3%、3～5級▲2.3%、6～7級▲3.3%の減額実施。【H25.8.1～H26.3.31】
2. 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。
3. 平成22年1月1日、川井村を編入合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	45.9 歳	344,148 円	531,681 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成25年度)		1人当たり平均支給額(平成25年度)	
1,454 千円		1,349 千円	
(平成24年度支給割合)		(平成24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.29 月分	2.60 月分	1.29 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～15%		役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)		
1人当たり平均支給額	- 千円	26,749 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	21,276 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

該当手当なし

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		311 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		44,347 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		25.9 %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納処分手当	右記の業務に従事する職	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	235 千円	1件 330円
劇薬物取扱手当	右記の業務に従事する職	劇薬物を取り扱う業務	76 千円	1日 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	18,077 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	669 千円
支給実績(平成24年度決算)	11,429 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	408 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目 月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目月額6,500円 * 16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	4,796 千円	217,977 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	—	1,659 千円	276,400 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額35,000円まで	同じ	—	1,660 千円	79,043 円
宿日直手当	宿日直1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円	同じ	—	1,355 千円	451,633 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加算有り)	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 2,712,557	千円 62,743	千円 39,941	% 1.5	% 1.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費24,928千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 9	千円 35,030	千円 9,262	千円 12,624	千円 56,916	千円 6,324	千円 6,208,983

(注) 1 職員手当には退職給付金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

1. 1～2級▲1.3%、3～5級▲2.3%、6～7級▲3.3%の減額実施。【H25.8.1～H26.3.31】
2. 平成20年4月1日より公共下水道事業の公営企業化等により上下水道部と水道事業所が統合し、新しい上下水道部組織となりました。
3. 平成22年1月1日、川井村を編入合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	46.0 歳	342,119 円	542,403 円
団体平均	44.0 歳	349,691 円	516,750 円
事業者	- 歳	-	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業		宮古市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,388 千円		1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,349 千円	
(平成25年度支給割合)		(平成25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.29 月分	2.60 月分	1.29 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

水道事業			宮古市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)			(退職時特別昇給 勸奨退職時 8号給)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	- 千円	21,276 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

該当手当なし

エ 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(平成25年度決算)		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度)		— %		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
滞納処分手当	右記の業務に従事する職	給水の停水処分、滞納料金の徴収業務	— 千円	1件 330円
劇薬物取扱手当	右記の業務に従事する職	劇薬物を取り扱う業務	— 千円	1日 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	7,160 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	796 千円
支給実績(平成24年度決算)	2,698 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	270 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 配偶者以外の扶養親族1人につき月額6,500円 ・配偶者の無い場合の1人目月額11,000円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目月額6,500円 *16歳から22歳までの子には、5,000円が加算される。	同じ	—	1,479 千円	211,286 円
住居手当	借家・借間居住者 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じ月額27,000円まで	同じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	1 交通機関等利用者運賃等に応じ月額50,000円まで 2 自家用車等利用者通勤距離に応じ月額35,000円まで	同じ	—	578 千円	64,200 円
宿日直手当	宿日直1回につき 4,200円	同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、夜間に勤務した場合 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	部長 52,300円 課長 41,200円	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が、臨時・緊急等の必要により週休日・休日に勤務した場合 部長 6,000円 課長 4,000円	同じ	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給 月額23,000円(交通距離により加算有り)	同じ	—	0 千円	0 円